

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	6	豊かな心を育む教育の推進		
主な取組	○ 体験活動の推進			
	○ 規律ある態度の育成			
	○ 道徳教育の充実			
	○ 読書活動の推進（再掲）			
担当課	高校教育指導課、義務教育指導課、生涯学習推進課			
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要	事業の自己評価	担当課
体験活動の推進	0	<p>全ての小・中学生、高校生が自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を推進する。</p> <p>○農林部と連携した取組（アンケートの実施）（令和3年12月）</p> <p>○特色ある体験活動調査の実施（令和3年12月）</p> <p>○特色ある体験活動の取組事例の紹介（ホームページ掲載 令和4年3月）</p>	<p>全ての公立小・中学校等において、様々な体験活動を実施することができた。</p> <p>また、公立小・中学校等に設置された「みどりの学校ファーム」では、令和2年度に引き続きコロナ禍で作業時間の確保や地域との連携が難しい状況だったが、その中でも様々な生産体験を実施することができた。</p> <p>今後も優良事例の紹介を行い、各学校における体験活動の充実を図りたい。</p>	義指
		<p>勤労観・職業観を育成し、働くことに対する望ましい見方や考え方が形成されることから、職場体験・インターンシップ等を推進する。</p> <p>○企業等での職場「就業体験」推進校の選定（令和3年6月）</p> <p>○「就業体験」推進校による実施（令和3年7月～令和3年8月・令和3年12月）</p> <p>○各県立高校のインターンシップ等の実施（通年）</p> <p>○県立高校のインターンシップ実施状況 令和3年度 25.2% 参考：令和2年度 28.9%、令和元年度 84.4%</p>	<p>令和3年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、コロナ禍以前の水準に回復することは困難であったと考えられる。</p> <p>就業体験推進校については、感染症防止の観点から、受入先ごとに生徒を分散する等の配慮をした上で実施した。</p> <p>勤労観・職業観の育成に向けた取組を充実させるため、今後もインターンシップ等の事業を推進する。</p>	高指
青少年げんき・いきいき体験活動事業 → 施策25参照				生推
自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業	17,982	<p>子供の規範意識を高め、夢や目標に向かってたくましく生きることができるよう、本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用し、小・中・高等学校の道徳教育の充実を図る。</p> <p>○児童生徒用「彩の国の道徳」、家庭用「彩の国の道徳」及び「彩の国の道徳」実践事例集の活用、「彩の国の道徳」新教材の作成</p> <p>○道徳教育研修会の実施：県内4地区で実施</p> <p>○市町村の特色ある道徳教育の取組の支援：5市</p> <p>○道徳教育研究推進モデル校の委嘱：小・中・高等学校10校</p> <p>○道徳教育に係る外部講師の派遣：小・中・高等学校52校</p> <p>○道徳事業「匠の技」伝承事業の実施：小・中学校12校</p>	<p>令和3年度は、各学校の実態に応じた「彩の国の道徳」等の活用に加え、情報モラル等の現代的課題に対応した「彩の国の道徳」新教材を作成し、令和4年度からの活用ができるよう周知した。</p> <p>また、道徳教育研修会や道徳教育に係る外部講師派遣等の諸事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、オンラインによる実施なども交えて工夫しながら実施した。</p> <p>さらに、道徳教育研究推進モデル校の取組を通して、「彩の国の道徳」等を活用した道徳教育の充実を図ることができた。</p> <p>今後は、令和3年度に作成した「彩の国の道徳」新教材の活用促進を図りつつ、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進していく。</p>	義指

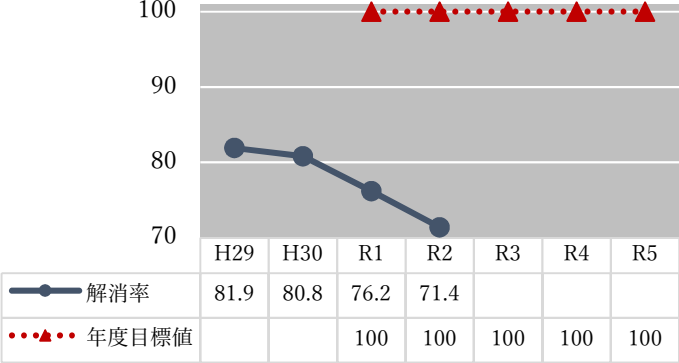
			<p>令和3年度は、情報モラルをはじめとした現代的課題に対応した「彩の国の道徳」の新教材を作成し、令和4年度からの活用ができるよう周知した。</p> <p>また、道徳教育研究推進モデル校については、希望する学校に委嘱を行い、各学校の実態に応じて「彩の国の道徳」等を活用した道徳教育の充実を図った。</p> <p>さらに、道徳教育に係る外部講師の派遣事業では、オンライン等も活用しながら実施した。</p> <p>今後は、令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった道徳教育研修会等を活用しながら、道徳教育推進教師を中心に、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実をより一層推進していく。</p>	高指
埼玉県子供読書活動推進会議の開催	117	<p>家庭、地域、学校等が一体となって子供の読書活動を推進するため、学校、図書館、民間団体、行政等で構成する会議を開催する。</p> <p>○埼玉県子供読書活動推進会議（年2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：令和3年7月15日（オンライン）</li> <li>令和4年1月24日（オンライン）</li> </ul>	<p>コロナ禍における子供たちの読書活動推進や中学校・特別支援学校の取組事例の収集・情報共有ができた。</p>	生推
子ども読書支援センターの運営	622	<p>子供の読書活動に関する調査・相談、子供読書関連情報の収集・発信、学校図書館への協力・連携、おはなしボランティア指導者の派遣などを行う。</p> <p>○読み聞かせ等ボランティア団体への講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先団体数：8団体</li> <li>・受講者数：延べ82人</li> </ul> <p>○おはなしボランティア指導者の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 第1回令和3年6月10日</li> <li>第2回令和3年6月18日</li> <li>第3回令和4年2月16日</li> <li>・参加者：第1回26人、第2回22人、第3回9人</li> </ul> <p>○こども読書活動交流集会（オンライン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：令和3年12月13日</li> <li>・参加者数：当日 84人、後日配信 265人</li> <li>合計 349人動画視聴</li> </ul> <p>※「図書館と県民のつどい2021」の一環として実施</p> <p>○学校図書館活用講座（オンライン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 令和3年8月10日</li> <li>・参加者数 11人</li> </ul> <p>○特別支援学校図書館運営講座（オンライン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 令和3年8月19日</li> <li>・参加者数 7人</li> </ul> <p>○特別支援学校運営講座の動画配信（令和3年12月～令和4年3月）</p>	<p>学校図書館活用講座及び特別支援学校図書館運営講座は、感染拡大期でも参加が可能なオンラインで実施するとともに、新たに動画を配信し受講機会を拡大することができた。</p> <p>なお、読み聞かせやおはなしを行うボランティアは、県立図書館で学んだことを活用し、わらべうた、手遊びなども勉強して、市町村の図書館、学校、保育園、幼稚園、放課後児童クラブなどで活動している。コロナ禍で活動は減少しているが、実施できたところでは好評を得ている。</p>	生推

<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●身に付けている「規律ある態度」の状況 児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合(%) [出典: 埼玉県学力・学習状況調査及び規律ある態度調査]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>小学校</p> <table border="1"> <tr><td>小・割合</td><td>93.3</td><td>91.7</td><td>95.0</td><td>81.7</td><td>85.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年度目標値</td><td></td><td></td><td>95.0</td><td>98.3</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>中学校</p> <table border="1"> <tr><td>中・割合</td><td>91.7</td><td>91.7</td><td>91.7</td><td>88.9</td><td>86.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年度目標値</td><td></td><td></td><td>94.4</td><td>97.2</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table> </div> </div> <p>【原因分析】 令和3年度は、小学校では「整理整頓」の項目で8割を下回った学年が減少し、令和2年度より改善している。中学校では、「整理整頓」の項目で8割を下回った学年が増加し、令和2年度より低下している。また小・中学校とも「整理整頓」「話を聞き発表する」において、複数学年が8割を下回っている。これは、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により「規律ある態度」に関連する生活面・規律面の指導を十分に行うことができなかったこと等、様々な影響が考えられる。</p>	小・割合	93.3	91.7	95.0	81.7	85.0			年度目標値			95.0	98.3	100	100	100	中・割合	91.7	91.7	91.7	88.9	86.1			年度目標値			94.4	97.2	100	100	100	<p>義指</p>
小・割合	93.3	91.7	95.0	81.7	85.0																													
年度目標値			95.0	98.3	100	100	100																											
中・割合	91.7	91.7	91.7	88.9	86.1																													
年度目標値			94.4	97.2	100	100	100																											
<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●身に付けている「規律ある態度」の状況 身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合(%) [出典: 埼玉県学力・学習状況調査及び規律ある態度調査]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>小学校</p> <table border="1"> <tr><td>小・割合</td><td>54.7</td><td>63.1</td><td>58.7</td><td>56.4</td><td>54.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年度目標値</td><td></td><td></td><td>56.0</td><td>56.0</td><td>56.0</td><td>56.0</td><td>56.0</td></tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>中学校</p> <table border="1"> <tr><td>中・割合</td><td>48.8</td><td>57.7</td><td>58.7</td><td>63.9</td><td>61.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年度目標値</td><td></td><td></td><td>57.0</td><td>57.0</td><td>57.0</td><td>57.0</td><td>57.0</td></tr> </table> </div> </div> <p>【原因分析】 これまで、規律ある態度向上のための取組により順調に推移していたが、特に小学校では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活の中で児童自身が「規律ある態度」に関連する事柄への達成感を以前よりも感じにくい状況が続いていると考えられる。中学校でも令和3年度は同様に低下傾向が見られるが、発達の段階上、小学校ほど影響を受けにくいことも考えられる。</p>	小・割合	54.7	63.1	58.7	56.4	54.0			年度目標値			56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	中・割合	48.8	57.7	58.7	63.9	61.2			年度目標値			57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	<p>義指</p>
小・割合	54.7	63.1	58.7	56.4	54.0																													
年度目標値			56.0	56.0	56.0	56.0	56.0																											
中・割合	48.8	57.7	58.7	63.9	61.2																													
年度目標値			57.0	57.0	57.0	57.0	57.0																											
<p>学識経験者の意見・提言</p>	<p>かつての日本では地域社会で子供を育てるという意識があったが、特に近年では子供たちの人間関係の場が極めて狭くなり、ネット空間という世界も生まれ、実体験が伴う成長の場が減少していると思料する。そのような環境に立ち向かい、児童生徒の規範意識や社会性を育むためには、インターンシップ等の体験活動の重要性はとて高い。規律ある態度に係る本施策の指標は、コロナ禍の影響も否めず、概して低下しているが、可能な限り体験活動等を実施し、子供たちの豊かな心の育成に取り組んでほしい。</p> <p>道徳教育推進事業については「彩の国の道徳」新教材の十分な活用が望まれる。外部講師派遣事業は52校において実施されているが、オンラインも活用し、多様な人材による授業を体験する機会を増やしてほしい。「匠の技」は道徳の教育方法に関する優れた資料であり、具体的な手法についてわかりやすく明示されている。令和3年度の実施校が12校であったが、今後は教育現場でのより一層の活用を図りたい。</p>																																	
<p>今後の取組</p>	<p>勤労観・職業観の育成に向けた取組を充実させるため、インターンシップに関する各学校の実態把握に努め、課題を明確化し、学校及び受入先企業への対策を検討していく。</p> <p>道徳教育については、本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を教員対象の研修会等で周知するとともに、様々な場面で活用するよう学校に周知し、高等学校の道徳教育の充実を図る。</p>	<p>高指</p>																																
<p>今後の取組</p>	<p>規律ある態度における現在の課題を記載した教師用リーフレットを各学校に周知し、規律ある態度の育成の推進を図る。また、自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業の諸事業を実施することで、小・中学校等における道徳教育の充実と多様な体験活動の機会の提供を推進していく。</p> <p>また、外部講師派遣事業、「匠の技」については、学校の管理職が集まる会議等において事業の周知を行い、積極的な活用を働き掛ける。また、事業の実施手法については、学校、講師と調整し、丁寧に対応していく。</p>	<p>義指</p>																																
<p>今後の取組</p>	<p>げんきプラザにおいては、引き続き各げんきプラザの特色を生かした魅力あるプログラムを展開し、体験活動事業の充実を図るとともに、他機関との連携・協力における事例の共有を図る。</p> <p>読書活動については、引き続き、「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」（計画期間：令和元年度～令和5年度）に基づき、読書機会の提供や習慣化を推進するため、市町村やボランティアと連携しながら取組の工夫・改善に努める。</p>	<p>生推</p>																																

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	7	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実		
主な取組	○ いじめ防止対策の推進			
	○ 教育相談活動の推進			
	○ 生徒指導体制の充実			
	○ 非行・問題行動の防止			
	○ 青少年を有害環境から守るための取組の推進			
	○ 立ち直り支援策の推進			
担当課	高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、小中学校人事課、義務教育指導課、人権教育課			
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要	事業の自己評価	担当課
いじめ・非行防止学校支援推進事業	1,136	<p>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の生徒指導担当者が一堂に会する研修、学校と児童相談所との連携研修を実施する。</p> <p>○生徒指導主任等研究協議会 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集合型による研修を中止、ポータルサイトに研修資料を掲載し、各学校で校内研修方式により実施した。</p> <p>○児童相談所との連携研修 児童相談所と学校との効果的な連携に資するため教員が児童相談所の業務の説明を受けたり、業務を見学したりする「児童相談所との連携研修」を実施し、県内14人の教員が参加した。</p> <p>○生徒指導ハンドブック活用徹底</p>	<p>令和3年度「生徒指導主任等研究協議会」については、インターネットを活用したポータルサイト上に資料を掲載し、各学校における研修として実施した。実施後のアンケートでは、各設問で97%以上の肯定的な回答を得ており、各学校の生徒指導に関する対応力の向上につなげることができた。一方で、感染症拡大防止の観点から集合型研修の実施を見送ったため、令和4年度は集合型研修を実施し、他校種間の連携充実を図る。</p> <p>令和3年度は六つの児童相談所において連携研修を行い、児童相談所業務の理解が深まった。所属校の生徒指導・支援を行う際、児童相談所等関係機関との連携を念頭に置いた対応ができるようになった。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止や縮小しての実施となったため、令和4年度は感染症対策を十分考慮の上、研修の機会を確保し実施していく。</p>	生指
		<p>「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨を踏まえ、児童生徒によるいじめ防止に向けた取組を推進し、その成果を県内に普及する。</p> <p>また、道徳教育に係る外部講師の派遣や本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」の活用を通して、児童生徒に規範意識を高め、生命尊重や思いやりなどの豊かな心を育む。</p> <p>さらに、いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考え、作文として発信する取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育む。</p> <p>○児童生徒アンケート 学校におけるアンケート調査の複数回実施を推進する。</p>	<p>いじめ早期発見及びいじめ防止のための取組として、アンケートを複数回実施する学校が増えた。（【県立高校】年2回以上実施課程数：令和2年度 80→令和3年度 123 ※令和3年度の1～3月は予定）</p> <p>令和元年度に配布した、生徒指導ハンドブック I's 2019の中に、「家庭用いじめ発見チェックシート」を掲載しており、周知を進めたことで、市町村教育委員会や各学校における活用を促進することができた。</p> <p>道徳教育に係る講師派遣事業では、専門分野で活躍する外部講師を学校に派遣し、努力することや命の大切さ等に関する講演を行うことで、児童生徒の豊かな心の育成に寄与することができた。</p> <p>また、各学校の実態に応じて「彩の国の道徳」等を活用した授業等により、生命を尊重することや人を思いやることについての理解を深めている。</p>	生指 義指

		<p>○家庭用いじめチェックシート 学校によるいじめ対応方針を保護者へ周知し、家庭用いじめ発見チェックシートの活用を推進する。</p>	<p>今後は、引き続きいじめ問題を取り扱った彩の国の道徳「学級づくりの羅針盤」を活用しつつ、いじめを許さない意識の醸成のため、学校教育全体を通じた道徳教育の一層の充実を図っていく。</p> <p>令和3年度は、道徳教育に係る講師派遣事業として県立学校5校で実施し、生命を尊重することや夢に向かって努力することの大切さ等に関する講演を行うことで、生徒の豊かな心を育む道徳教育の充実を図った。</p> <p>また、道徳教育研究推進モデル校として県立高校2校に委嘱を行い、特色ある独自の学校行事やインターンシップなどキャリア教育の活動などを通じて、道徳教育推進教師の活用や学校教育活動全体を通じた道徳教育について研究を行い、各学校に取組状況の周知を行った。</p>	高指
			<p>いじめをはじめとする身の回りの様々な人権問題について作文を募集し、人権作文集「はばたき」を刊行した。</p> <p>道徳科や社会科、特別活動、総合的な学習の時間等で作文集を活用し、児童生徒の人権意識の高揚を図ることができた。</p>	人権
ネットトラブルサイト監視事業	4,000	<p>サイト監視活動を行い、問題のある書き込みを早期に発見し、学校に早期対応を促す。</p> <p>また、ネットトラブル注意報を県内公立学校に年間12回発信し、児童生徒、教職員、保護者の意識啓発活動を支援する。</p>	<p>業者によるサイト監視活動を行い、個人情報や特定できる書き込みや自殺をほのめかす書き込みなど685件を検出し、学校と共有し、対応につなげることができた。</p> <p>また、昨今のネット事情を踏まえた児童生徒への啓発資料「ネットトラブル注意報」を定期的に発信し、学校等での指導につなげることができた。</p> <p>加えて、サイト監視から得られたトラブル事案などをテーマに「ネットトラブル防止のための保護者講演会」を県立学校8校で実施し、教職員の研修としても有効であった。</p>	生指
いじめ・不登校対策相談事業	963,724	<p>生徒指導上の課題に対応するため、教育相談体制を整備・充実する。</p> <p>○スクールカウンセラーの配置 児童生徒の心理に関する支援を実施するため、全小・中学校（指定都市を除く。）、県立高校、教育事務所、総合教育センターに配置</p> <p>○スクールソーシャルワーカーの配置 児童生徒の福祉に関する支援を実施するため、県立高校、教育事務所、全市町村（指定都市・中核市を除く。）に配置</p> <p>○中学校相談員配置助成事業 中学校相談員を配置する市町村（指定都市を除く。）に対する助成金の交付</p>	<p>令和3年度は小学校配置のスクールカウンセラーの年間勤務日数を2日増やすとともに、配置した各市町村教育委員会、学校等に活用方法を周知するなど、効果的な活用につながるよう支援することができた。</p> <p>スクールソーシャルワーカーについては、研修において事例研究や協議を充実させることにより、スクールソーシャルワーカーの資質向上につなげることができた。</p> <p>また中学校の相談室に相談員を配置する市町村を助成し、学校の教育相談体制を支援することができた。</p> <p>令和4年度も研修の実施等を通じ、専門職及び相談員の資質向上を図るとともに、効果的な活用を促すことにより学校の教育相談体制の更なる充実を図る。</p>	生指

教育相談事業のうち 電話教育相談	31, 373	いじめ・不登校等の悩みを抱えた児童生徒や保護者のため、電話相談を毎日24時間実施し、その解消を図る。 (担当：総合教育センター、生徒指導課)	相談者の不安や悩みに寄り添いながら、いじめや不登校等の様々な相談に対応することができた。 自殺や虐待が懸念されるケースにおいては、関係機関との密接な連携を図りながら適切な対応をすることができた。 面接相談員や臨床心理士、嘱託医と日常的に連携を図り、相談者の悩みの早期解決や新たな対応の方向性の決定につなげることができた。	生指
SNSを活用した教育相談体制整備事業	27, 327	SNSを活用した相談窓口を開設し、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応する。 ・対象：さいたま市立学校を除く県内国・公・私立中高生(約340,000人) ・対応期間：令和3年7月5日から令和4年3月31日まで 平日5日(土日祝年末年始のぞく)、午後5時から午後10時まで ・相談実績：実相談者数265人 延べ相談件数755件	SNS相談に知見を有する民間企業に業務委託し、気軽に相談できる体制を整備することができた。 相談内容としては、心身の不調や友人関係、学校生活に関する相談の割合が多い。 連日相談に来る生徒もおり、実施日を週3日から週5日に拡大し継続的な支援体制を構築した効果があったと捉えている。	生指
学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育の充実	0	東京大学大学院と連携し、児童生徒の心の不調の早期発見、早期対応し適切な支援につなげるため取組を実施する。 ・児童生徒のメンタルヘルスの基礎知識に関する教職員向け講義動画を県内公立学校に役割別(管理職、養護教諭、教諭等)に配信し、各学校で研修を実施する。 ・メンタルヘルス研究推進校中学校8校、高校5校を指定し、各研究推進校において、生徒向けメンタルヘルスリテラシー向上のための授業や教職員研修を実施する。 ・保護者向けの啓発動画を作成し、各研究推進校において入学説明会等で保護者に視聴してもらい、より一層の連携を行う。	教職員向け講義動画を県内公立学校に役割別(管理職、養護教諭、教諭等)に配信した。視聴後のアンケートでは、児童生徒のメンタルヘルスに関する知識を理解した割合が向上するとともに、子供たちへの対応意識に変化が見られた。 全ての研究推進校において生徒向け授業を実施した。生徒のアンケート結果では、メンタルヘルスに関する知識を理解した割合や、相談することへの意識が向上した。保護者と連携した取組についても、予定どおり実施を行っている。	生指 保体
学級運営等の改善のための非常勤講師の配置	30, 237	「学級がうまく機能しない状況」を予防・回復するとともに学級運営の充実を図るため、退職教員等を小学校に非常勤講師として配置する。 ・令和2年度配置実績 34件 ・令和3年度配置実績 44件	学級がうまく機能しない状況の予防や回復が必要な学校に非常勤講師を配置し、担任と連携を図りながら、複数の教員によるきめ細かな指導を行い、学級運営等の改善を図ることができた。	小中
学校健康教育推進費のうち	薬物乱用防止教育関係 → 施策9参照			保体

<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●いじめの解消率 (%) [出典：文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査]</p>  <table border="1" data-bbox="427 480 1104 600"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●— 解消率</td> <td>81.9</td> <td>80.8</td> <td>76.2</td> <td>71.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●●●● 年度目標値</td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和3年度実績値判明 令和4年10月頃の予定)</p> <p><b>【原因分析】</b>  令和3年3月末時点のいじめの解消率は、年度内に解消し得ない1～3月に認知したいじめの件数により変動するため、年度末時点の比較に加えて、認知したいじめが解消したかどうか継続的な見守りを行うことが重要である。  令和3年3月に認知したいじめが解消し得る令和3年7月末時点の調査では、全ての学校種において9割以上が解消となっており、いじめ解消に向けての取組が着実に成果を上げていると捉えている。引き続きいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて組織的に取り組んでいく。  (参考)  「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定)」(平成29年3月改正)により「解消している状態」については次の2つの要件が満たされている場合と明確化された。これにより、最短でもいじめ発生から3か月は解消と判断することができないこととなった。  ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること  ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  ①の要件により、1月～3月に認知したいじめは、年度内に解消とならない。  ※上記①②について、令和3年3月に認知したいじめが解消し得る3か月経過後の、令和3年7月末時点の県調査による解消率は96.5%</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	●— 解消率	81.9	80.8	76.2	71.4				●●●● 年度目標値			100	100	100	100	100	<p>生指</p>
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																			
●— 解消率	81.9	80.8	76.2	71.4																						
●●●● 年度目標値			100	100	100	100	100																			
<p>学識経験者の意見・提言</p>	<p>いじめ防止対策に様々な観点から事業が実施されており評価できる。一方で、いじめ認知件数は中高では減少傾向にあるものの、小学校での増加が続いており、対策の継続が強く求められる。また、いじめの発見はアンケートによるものが多いようであり、学校でのアンケートを複数回実施が推奨されているのは納得できるので、できるだけ早期の段階で対応がとれるよう、現場でのアンケート実施状況をモニタリング等でフォローする等していただきたい。</p> <p>児童相談所との連携研修は、六つの児童相談所において行われ、一定の成果を得ているが、児童相談所での研修に多くの教員が参加するのは負担感が大きいと感じる。生徒指導・支援等に関して指導的立場にある教員により、連携研修の現場での活用を図ることが望ましい。スクールカウンセラーの年間勤務日数を2日間増やし、スクールソーシャルワーカーの研修を充実させることで、児童生徒や保護者、教員に対する支援強化につながっていると考えられる。中学校での相談員配置も進んでいる。専門職等の効果的な活用に向け、情報共有の場を増やしていくことも重要である。</p>	<p>高指</p>																								
<p>今後の取組</p>	<p>引き続き、道徳教育に係る外部講師の派遣を通して、生徒の規範意識を高め、豊かな心を育む道徳教育の充実を図る。</p> <p>いじめ問題に対しては、学校におけるいじめの早期発見とその後の組織的な対応が重要である。各学校に対しては、アンケート調査を活用するなどして、いじめを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めるよう引き続き周知するとともに、県が実施する「生徒指導に関する調査」等においてアンケートの実施状況を把握するなど、いじめが疑われた時点で、初期段階から組織的に対応することを周知していく。あわせて、スクールカウンセラー等の専門職等と連携した教育相談体制の充実を図っていく。</p> <p>引き続き、メンタルヘルスリテラシーの向上に向けた取組を充実させていくとともに、児童生徒の身体的不調の背景にいじめ等の問題が関わっていること等のサインにいち早く気づき、適切な対応が出来るよう、養護教諭の健康相談・個別の保健指導に関する資質向上に努める。</p> <p>生徒指導における加配教員について、国の定数改善の動向を踏まえながら、今後も加配定数の確保を図る。  「学級がうまく機能しない状況」にある学校に対して、今後も退職教員等を非常勤講師として配置し、担任と連携を図りながら、複数の教員による指導を行い、学級運営の改善を図る。</p> <p>引き続き、自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業の諸事業を実施することで、小中学校等における道徳教育の充実を推進していく。</p> <p>引き続き、いじめをはじめとした様々な人権問題をテーマとした学習活動を通して、児童生徒が主体的に考え、生命尊重や思いやりなどの豊かな心を育み、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図る。</p>	<p>生指</p> <p>保体</p> <p>小中</p> <p>義指</p> <p>人権</p>																								

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	8	人権を尊重した教育の推進		
主な取組	○ 人権教育の推進			
	○ 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善			
	○ 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成			
	○ 様々な人権課題に対応した教育の充実			
	○ 虐待から子供を守る取組の推進			
担当課	人権教育課			
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要	事業の自己評価	担当課
人権感覚育成指導者の養成	93	いじめ、虐待などの人権に係る問題を解決するためには、児童生徒の人権感覚を育成する必要があることから、人権感覚育成プログラム指導者を各校に配置するための研修会を実施する。 ○人権感覚育成指導者研修会（Zoomにより開催） ・対象者：公立小・中・高等学校・特別支援学校の教職員 ・内 容：「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の活用方法等	令和3年度は、感染症対策を行うとともに、令和2年度参加予定校を含め、研修会の回数を増やして実施した。令和4年度も、施策指標の達成に向けて人権感覚育成プログラムを活用して指導できる教員の育成を図る。	人権
人権教育開発事業	1,380	学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を教育委員会との連携・協力の下で推進し、地域全体で人権意識を培い、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実に資する研究を実施する。 人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を実施する。 ○人権教育総合推進地域事業 1市（新座市） ○人権教育研究指定校事業 1校（人間市立金子中学校）	人権教育総合推進地域（1市）の推進協力校及び人権教育研究指定校（1校）において、人権意識の高揚を図り、「人権感覚育成プログラム」や「埼玉県版人権学習に係る質問紙」を活用して児童生徒の人権感覚育成状況を客観的に評価する取組が実践された。その結果「自己尊重の感情」、「参加・参画」が向上し、「自分にはよいところがある」の質問に対し、肯定的な回答をする児童生徒が増加した。	人権
性の多様性を尊重した教育推進事業	2,062	児童生徒が性の多様性について十分理解し、全てのセクシュアリティの児童生徒が安心して通うことができる学校づくりを推進するため、発達段階に応じた児童生徒用リーフレットを作成・配布する。 性的指向・性自認の悩みを持つ児童生徒に対して、一人一人に寄り添った相談対応や、学校全体での組織的支援の在り方などを検討する会議を設け、会議の報告書を各学校に配布して相談体制の充実を図る。	令和3年度の取組として性の多様性に係るリーフレットを小学校5年生以上の児童生徒に配布し、資料では、例えば色で男女を分けるのではなく、「その人らしさ」を大切にするような啓発を行った。検討会議では委員から幅広く意見をいただき、その結果をフィードバックすることにより、児童生徒の理解が促進され、学校全体で組織的支援を行うための環境作りも推進することができた。	人権
児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業	1,170	喫緊の課題となっている児童虐待に対応するため、教職員等を対象とした早期発見や適切な対応を図るための研修会を実施し、学校が児童虐待に適切に対応する力の向上を図る。 また、児童虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応の在り方について研修会を実施し、児童養護施設等との連携を	教職員及び市町村教育委員会職員等を対象とした研修会を開催し、学校・児童養護施設等・市町村教育委員会・児童相談所等の職員が具体的な事例についてグループごとの演習や協議を行った。	人権



	<p>深めるとともに、保護者向け啓発資料を作成し、家庭や地域社会への啓発を行うなど、児童虐待防止の推進を図る。</p> <p>さらに、県立学校で児童虐待が起きた場合に情報共有を図り、学校と連携した対応に努めるとともに、各学校での案件状況に応じた相談・助言などの支援を行う。</p> <p>○児童虐待防止支援研修会（Z o o m開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：令和3年10月14日、11月4日</li> <li>・参加者数：148人</li> </ul> <p>○児童虐待防止のための啓発リーフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内公立小学校、県立特別支援学校令和4年度入学予定児童保護者用 71,000部</li> </ul> <p>○県立学校に対する児童虐待対応に係る報告・相談対応件数：26件</p>	<p>特に令和3年度は実務経験のある専門家による講義を実施することで、関係機関同士の連携強化や担当職員の資質向上を図ることができた。</p> <p>また、小学校、県立特別支援学校小学部入学予定児童の保護者への啓発資料を作成・配布し、児童虐待に対する保護者の意識啓発を促すことができた。</p> <p>さらに、県立学校から報告・相談のあった児童虐待案件に対し、令和2年度に配布した「学校における児童虐待対応ハンドブック」も活用して、必要な確認や助言などの支援を行ったことで、県立学校が児童虐待に適切に対応することができた。</p>																			
<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合（％）</p> <table border="1" data-bbox="488 837 1126 930"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 割合</td> <td>49.3</td> <td>49.3</td> <td>75.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●●● 年度目標値</td> <td>50.0</td> <td>62.5</td> <td>75.0</td> <td>87.5</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	● 割合	49.3	49.3	75.2			●●● 年度目標値	50.0	62.5	75.0	87.5	100	<p>【出典：埼玉県による実績調査】</p> <p>【原因分析】</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、研修会を中止とした。</p> <p>令和3年度もコロナ禍ではあったが、WEB開催とすることで令和2年度に予定していた分も含め、研修会の回数を増やして実施した。</p> <p>当初の目標を変更することなく指導者を育成するとともに、令和3年度の目標値に達することができた。</p>	<p>人権</p>
	R1	R2	R3	R4	R5																
● 割合	49.3	49.3	75.2																		
●●● 年度目標値	50.0	62.5	75.0	87.5	100																
<p>学識経験者の意見・提言</p>	<p>人権尊重は、多様な人々で構成される社会生活では全ての人が実践していかなければならない。加えて学校現場では、特に性の多様性を尊重した教育がクローズアップされており、令和3年度において、小学5年生以上に多様性に係るリーフレットを新たに配布する事業が行われたのは、大変良いことであった。また、「学校における性の多様性を尊重した相談支援体制の充実に向けた検討会議」が取りまとめた報告書（R4.3.16）は、大変よくまとめられていて勉強になった。是非現場の先生方に読んでいただき、活用していただきたい。</p> <p>「人権感覚育成プログラム」はアクティブ・ラーニングにより人権感覚を育成するもので、リモートによる指導者研修の回数を増やして実施し、令和3年度の年度目標を達成できたことは大いに評価できる。今後は指導者による現場でのプログラムの活用を期待したい。</p> <p>児童虐待については、児童養護施設や児童相談所、家庭や地域社会との連携が不可欠であり、むしろこれらの多様な主体の支援なしには対応できない。連携が強化されていることは、大きな前進であるが、児童虐待（疑いを含む）には、迅速に実務経験者に相談できる仕組みが必要である。</p>																				
<p>今後の取組</p>	<p>公立高等学校・特別支援学校等校長人権教育研修会などで「学校における性の多様性を尊重した相談支援体制の充実に向けた検討会議」が取りまとめた報告書（R4.3.16）を周知させ、現場の教員への活用を促す。また、人権感覚育成プログラムを活用できる教員を育成するほか、悩みを抱える児童生徒を孤立させないための支援の場の設置、保護者全体の理解啓発、学校に様々な知見をフィードバックすることなど、教職員の資質向上のための支援を通し、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を作る。</p> <p>さらに、虐待を受けた児童生徒への効果的な支援の在り方に関する研修を行うなど、地域・施設・学校の連携ネットワークを築くことで、児童養護施設職員、母子生活支援施設職員などの実務経験者に迅速に相談できる仕組みを構築し、児童虐待への対応力の強化を図る。</p>			<p>人権</p>																	